

I-1 キャリアアップ助成金の概要

☆「赤字」部分は平成28年3月31日までの間、支給額を増額または要件を緩和しています☆

正規雇用等転換コース

()内は大企業の額 (多様な正社員コースは大規模事業主)

○ 有期契約労働者等を**正規雇用等に転換または直接雇用**した場合に助成

- ① 有期 → 正規：1人当たり**50万円*** (40万円*)
 ② 有期 → 無期：1人当たり**20万円** (15万円)
 ③ 無期 → 正規：1人当たり**30万円*** (25万円*)

<①～③合わせて1年度1事業所当たり15人*まで(②を実施する場合は10人*まで)>

※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合に助成額を加算*

・ 1人当たり30万円 (大企業も同額)

※ 母子家庭の母等を転換等した場合に助成額を加算 (転換等した日において母子家庭の母等である必要があります)

若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合に助成額を加算 (転換等した日において35歳未満である必要があります)

・ いずれも①1人当たり10万円、②③5万円 (大企業も同額)

多様な正社員コース

- ① 勤務地限定正社員または職務限定正社員制度を**新たに規定し適用**した場合
 ② 有期契約労働者等を**勤務地限定正社員、職務限定正社員または短時間正社員に転換または直接雇用**した場合
 ③ 正規雇用労働者を**短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇い入れた場合** (に助成)

- ① 1事業所当たり**40万円 (30万円)**
 ② 1人当たり**30万円*** (25万円*)
 ③ 1人当たり**20万円 (15万円)**

<①は1事業所当たり1回のみ、②及び③は「(6)週所定労働時間延長コース」と合わせて1年度1事業所当たり10人まで>

※ ①②について、派遣労働者を派遣先で勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員として直接雇用した場合に助成額を加算*

・ 1人当たり15万円 (大規模事業主も同額)

※ ①～③について母子家庭の母等を転換等した場合に助成額を加算 (転換等した日において母子家庭の母等である必要があります)

若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合に助成額を加算 (転換等した日において35歳未満である必要があります)

・ いずれも1人当たり10万円 (大規模事業主も同額)

人材育成コース

○ 有期契約労働者等に**次の訓練を実施した場合に助成**

- ① 一般職業訓練 (Off-JT)
 ② 有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練)
 ③ 中長期的キャリア形成訓練 (厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座) (Off-JT)
 ④ 育児休業中訓練 (Off-JT)

● Off-JT分の支給額

賃金助成…1人1時間当たり800円(500円)
 経費助成…1人当たりOff-JTの訓練時間数に応じた
 右表の額 (事業主が負担した実費が上限額を
 下回る場合は実費を限度)

※ 育児休業中訓練は経費助成のみ

● OJT分の支給額

実施助成…1人1時間当たり800円 (700円)
 <1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円>

	一般・有期実習型・ 育児休業中訓練	中長期的キャリア 形成訓練
100時間未満	10万円 (7万円)	15万円 (10万円)
100時間以上 200時間未満	20万円 (15万円)	30万円 (20万円)
200時間以上	30万円 (20万円)	50万円 (30万円)

処遇改善コース

○ すべてまたは一部の有期契約労働者等の**基本給の賃金テーブル等を2%*以上増額改定し、昇給させた場合**に助成

- ① **すべての有期契約労働者等の賃金テーブル等を増額改定した場合**：1人当たり**3万円*** (2万円*)
 ② **一部の賃金テーブル等を増額改定した場合**：1人当たり**1.5万円*** (1万円*)

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合1事業所当たり**20万円*** (15万円*)を加算

<1年度1事業所100人まで>

健康管理コース

○ 有期契約労働者等を対象とする「**法定外の健康診断制度**」を**新たに規定し、延べ4人以上実施**した場合に助成

- 1事業所当たり**40万円 (30万円)** <1事業所当たり1回のみ>

短時間労働者の週所定労働時間延長コース

○ 労働者の週所定労働時間を、**25時間未満から30時間以上に延長し、社会保険を適用**した場合に助成

- 1人当たり**10万円 (7.5万円)** <「多様な正社員コース」の人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで>